

番号	(1) (2)
項目	<p>昨今の物価上昇やエネルギーコストの高騰により、公衆浴場の経営は厳しい状況で、現行の高齢者入浴利用料割引額（190円）では浴場の経済的負担が重く、今後の入浴利用料割引事業の申請を控える旨を検討中の浴場も見受けられます。</p> <p>高齢者の負担増となります、浴場における入浴利用料割引事業の継続的な維持のため、以下の通り割引額の減額を要望いたします。</p> <p>(1) 現行の大阪市高齢者入浴利用料割引事業における割引額の引き下げ。1回あたりの割引額を190円から150円に引き下げ。</p> <p>(2) 入浴利用料割引事業の浴場負担引き下げ。利用料金1人1回における浴場負担額95円を75円に引き下げ。</p>
(回答)	
担当	<p>本市の高齢者入浴利用料割引事業は、高齢者の健康増進と孤独感の解消、高齢者福祉の向上を図る重要な事業であり、今後も安定的、継続的に実施していく必要があると認識しています。</p> <p>令和6年度には、貴組合からの要望を踏まえ、従来のカード型の入浴割引証を廃止し、新たに本市が発行するチケット型の入浴割引券を導入したところです。</p> <p>チケット化に伴い、これまで各浴場で行っていた入浴割引証の交付申請の受付や交付者名簿の作成・管理等が不要となり、実績報告についても、実施日ごとの集計等が不要となり、チケットを添付するだけとするなど、各浴場の事務負担は大幅に軽減しているものと認識しています。</p> <p>一方で、令和7年4月からは、公衆浴場入浴料の一般料金の上限額が、520円から600円に改定されるなど、物価や燃料費等が高騰するなか、利用者本人の負担額は増加しているところです。</p> <p>このような状況で割引額を減額することは、利用者のさらなる負担増となり、高齢者の福祉を増進する制度趣旨を踏まえると、慎重な判断が必要と思われます。</p> <p>今後、貴組合と協議して、本事業の利用状況や各浴場の経営実態等も踏まえながら、事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。</p>